

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年8月14日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 ブライトパス・バイオ株式会社
(注)平成29年7月1日付で、株式会社グリーンペプタイドからブライトパス・バイオ株式会社へ商号変更いたしました。

【英訳名】 Bright Path Biotherapeutics Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永井 健一

【本店の所在の場所】 福岡県久留米市百年公園1番1号

【電話番号】 0942-38-6550

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 酒井 輝彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目2番地4

【電話番号】 03-5840-7697

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 酒井 輝彦

【縦覧に供する場所】 ブライトパス・バイオ株式会社東京支店
(東京都千代田区麹町二丁目2番地4)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第 1 四半期 累計期間	第15期 第 1 四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
売上高 (千円)	193, 142	90, 638	529, 612
経常損失 (△) (千円)	△ 190, 499	△ 262, 140	△ 1, 116, 556
四半期純損失 (△) 又は親会社株主に 帰属する四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△ 190, 923	△ 263, 338	△ 1, 113, 661
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	—	△ 264, 612	△ 1, 122, 000
純資産額 (千円)	3, 768, 596	4, 947, 694	5, 201, 149
総資産額 (千円)	3, 922, 711	5, 099, 490	5, 408, 300
1 株当たり四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	△ 5. 97	△ 7. 08	△ 32. 74
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	95. 2	96. 4	95. 8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第14期第 3 四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第14期第 1 四半期連結累計期間に代えて、第14期第 1 四半期累計期間について記載しております。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間におきまして、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末日現在において、当社グループが判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期連結会計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、リード開発品であるITK-1の第Ⅲ相臨床試験の推進、及び米国で研究開発中のグローバル向けがんペプチドワクチンGRN-1201の第Ⅰ相臨床試験を推進いたしました。また、今後の更なる成長を目指した取り組みとして、iPS技術を利用したT細胞療法(iPS-T療法)と、ネオアンチゲン(遺伝子変異抗原)^{※1}ペプチドワクチンの研究開発を推進しております。その他にも、新規シーズの探索や、各種研究機関との共同研究の推進など、創薬パイプラインの拡充と企業価値の向上を図りました。

①ITK-1(薬剤選択型前立腺がんペプチドワクチン)

平成25年6月以降、ライセンス・アウト先の富士フイルム株式会社とともに、去勢抵抗性前立腺がん患者を対象とする第Ⅲ相臨床試験を実施しております。平成27年6月に行われた中間解析を経て、最終解析における主要評価項目達成の見込みが一定以上あることが示され治験継続となり、平成28年4月に症例登録が完了いたしました。現在は観察期間となっておりますが、今後一定の期間を経て第Ⅲ相臨床試験を終了する予定であり、引き続き安全性に十分留意し本試験を実施してまいります。

②GRN-1201(グローバル向けがんペプチドワクチン)

第Ⅲ相臨床試験まで進んでいるITK-1の知見を活かし、米国でのライセンス・アウトを目指すGRN-1201については、第1適応をメラノーマ(悪性黒色腫)として、米国FDA(米国食品医薬品局)へ平成27年10月に治験申請(IND)を行い、現在米国での第Ⅰ相臨床試験を実施中です。また、平成29年1月には、非小細胞肺癌^{※2}へ適応拡大し、現在米国で免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験を推進しております。

③GRN-1301(ネオアンチゲン-遺伝子変異抗原ペプチドワクチン)

平成28年12月9日に、地方独立行政法人 神奈川県立病院機構が有する特許「上皮成長因子受容体(EGFR)^{※3}のT790M点突然変異^{※4}に由来する抗原ペプチド」の譲渡を受け、現在非小細胞肺癌を適応症とするネオアンチゲン(遺伝子変異抗原)ペプチドワクチンの開発を推進しております。

肺癌は、米国では約22万人、日本では約13万人が罹患すると報告されています。その内一部の患者は、治療の過程で既存の治療薬であるEGFRチロシンキナーゼ阻害薬(EGFR-TKI)に対し耐性を生じている状態でした。しかし、これらの患者の約6割にEGFR-T790M点突然変異という遺伝子変異が生じていることが分かっており、当社は、このEGFR-TKI耐性遺伝子変異を抗原とするペプチドワクチンの開発を推進しております。

④iPS-T(iPS-T細胞療法)

平成28年12月1日に、株式会社アドバンスト・イミュノセラピーの子会社化し、現在中内啓光東京大学医科学研究所教授兼スタンフォード大学教授等が開発した技術を利用するiPS-T細胞療法に関する研究開発を、東京大学とともに推進しております。同社は、iPS技術を用いてT細胞を再生させる(若返らせる)ことにより、がん免疫療法においてこれまで課題とされてきたがん細胞を攻撃するT細胞の疲弊と、様々な過程で起こりうる副作用を

回避する独自の技術を保有しております。

当初はコンセプトを示しやすいウイルス性血液がんの一種であるEBウイルス^{※5}性リンパ腫を適応症といたしますが、将来的には固形がんを含む需要の大きい適応症への展開を見込んでおります。

上記以外の取り組みとしましては、新規パイプラインの創製に繋げるためのシーズ探索や、東京大学、神奈川県立がんセンターなど、各種研究機関との共同研究の推進、国内外でのパートナーングイベントへの参加による提携先企業の開拓などに積極的に取り組みました。また当社は、平成29年7月1日より社名を「ブライトパス・バイオ株式会社」に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高は90,638千円、営業損失は262,073千円、経常損失は262,140千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は263,338千円となりました。

なお、当社グループは単一事業であり、セグメントは「医薬品開発事業」でありますので、セグメントごとの記載はしていません。

< 語句説明 >

- ※ 1 「ネオアンチゲン」：(Neoantigen) がん細胞に独自の遺伝子異常が起きた際に生じる、遺伝子変異（アミノ酸変異）を含む抗原のこと。個々の患者のがん細胞に生じた独自の遺伝子変異によって発現されるようになったがん特異的な抗原で、正常な細胞には存在しない。免疫系から「非自己」として認識されるネオアンチゲンを標的とすることで、がん細胞を殺傷する免疫を効率よく誘導できるようになることが期待されている。がんワクチンの抗原として使われるのみならず、免疫チェックポイント抗体が有効な患者を選別するためのバイオマーカーとしての使用、またこちらも近年台頭してきているT細胞療法（CAR-T：キメラ抗原遺伝子導入T細胞療法、TCR-T：養子T細胞受容体遺伝子組換えT細胞療法、そしてT-iPS：iPS化再生T細胞）の精度の高い標的として使用されることも期待されている。
なお、ネオアンチゲンには、腫瘍特異的な遺伝子変異抗原ばかりでなく、リン酸化、糖鎖修飾、メチル化などの翻訳後修飾による抗原も含まれる。
- ※ 2 「非小細胞肺がん」：(NSCLC: Non-small cell lung cancer) 肺がんは、大きく「小細胞肺がん」と「非小細胞肺がん」の2種類に分けられる。「非小細胞肺がん」は「小細胞肺がん」に比べ比較的進行が穏やかである一方、化学療法と放射線療法の効果が現れにくいという特徴を有する。日本人においては、肺がん患者の8割以上がこの「非小細胞肺がん」に分類される。「非小細胞肺がん」は更に「腺がん」、「扁平上皮がん」、「大細胞がん」などに分類される。
- ※ 3 「上皮成長因子受容体」：(EGFR: Epidermal Growth Factor Receptor) 細胞の増殖や成長を制御する上皮成長因子 (Epidermal Growth Factor) と結合し、シグナル伝達を行う受容体 (Receptor)。この受容体が活性化されると細胞の分化・増殖が起こる。またEGFRは多くの細胞に見られ、変異が起こることのがん化や浸潤・転移に関わるようになる。
- ※ 4 「T790M点突然変異」：EGFRの790番目のアミノ酸がスレオニンからメチオニンへの変異することを指す。この変異はタルセバやイレッサ等、既存のチロシンキナーゼ阻害剤に対する薬剤耐性を示すとされている。
- ※ 5 「EBウイルス」：エプスタイン・バーン・ウイルス。EBウイルスはヘルペスウイルスに属し、ほとんどの人が感染しており、その一部がヒトに腫瘍を発生させる。1964年にEpsteinとBarrによって発見されたヒトの腫瘍から見つかった最初のウイルス。

(2) 財政状態の分析

当第 1 四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末より308,810千円減少し、5,099,490千円となりました。これは、現金及び預金が研究開発に関連する支出により351,886千円減少したことが主な要因であります。

負債は前連結会計年度末より55,355千円減少し、151,795千円となりました。これは、ITK-1の第Ⅲ相臨床試験における受託業務の平準化により買掛金が9,230千円の減少、未払金が38,595千円減少したことが主な要因であります。

純資産は前連結会計年度末より253,454千円減少し、4,947,694千円となりました。これは、第 1 四半期における親会社株主に帰属する四半期純損失263,338千円を計上したことが主な要因であります。

以上の結果、自己資本比率は前事業年度の95.8%から96.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第 1 四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、176,783千円であります。

なお、当第 1 四半期連結累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,231,400	37,231,400	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	37,231,400	37,231,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年5月12日
新株予約権の数(個)	920(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	597(注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年5月13日から平成39年5月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社の株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、本新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後に、当社の普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、普通株式について、時価を下回る価額でこれを発行し、または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の処分及び株式交換による自己株式の処分の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権の相続人は、その死亡時において本新株予約権の割当てを受けた者が行使し得る株式数を上限として死亡後6か月以内(但し、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間終了日までとする。)に限りこれを行行使することができる。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできない。

4. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式と同内容の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表内の「新株予約権の行使期間」に定める期間満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」において以下のよう

に定めており、これに準じて決定する。
1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の取得事由

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」において、本新株予約権取得者が本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は無償にてこれを取得することができる」と定めており、これに準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	13,000	37,231,400	650	3,775,063	650	3,758,648

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,211,700	372,117	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	6,700	—	—
発行済株式総数	37,218,400	—	—
総株主の議決権	—	372,117	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は前第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,950,570	4,598,684
売掛金	54,944	46,835
商品及び製品	180	2,460
仕掛品	18,557	24,066
原材料及び貯蔵品	23,573	23,573
前払金	136,909	170,635
その他	54,734	56,023
流動資産合計	5,239,469	4,922,279
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	38,789	47,891
機械及び装置（純額）	327	293
工具、器具及び備品（純額）	76,755	72,076
有形固定資産合計	115,872	120,261
無形固定資産		
その他	13,789	12,898
無形固定資産合計	13,789	12,898
投資その他の資産		
その他	39,169	44,051
投資その他の資産合計	39,169	44,051
固定資産合計	168,831	177,211
資産合計	5,408,300	5,099,490
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,554	13,323
未払金	89,179	50,584
未払法人税等	24,689	8,802
その他	24,846	26,071
流動負債合計	161,268	98,782
固定負債		
退職給付に係る負債	25,219	28,442
資産除去債務	16,552	19,636
繰延税金負債	4,110	4,935
固定負債合計	45,882	53,013
負債合計	207,151	151,795

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,774,413	3,775,063
資本剰余金	3,757,998	3,758,648
利益剰余金	△ 2,352,753	△ 2,616,091
株主資本合計	5,179,658	4,917,620
新株予約権	20,216	30,074
非支配株主持分	1,274	-
純資産合計	5,201,149	4,947,694
負債純資産合計	5,408,300	5,099,490

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)
	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	90,638
売上原価	87,836
売上総利益	2,801
販売費及び一般管理費	264,874
営業損失(△)	△ 262,073
営業外収益	
雑収入	12
営業外収益合計	12
営業外費用	
為替差損	80
営業外費用合計	80
経常損失(△)	△ 262,140
税金等調整前四半期純損失(△)	△ 262,140
法人税、住民税及び事業税	1,647
法人税等調整額	825
法人税等合計	2,472
四半期純損失(△)	△ 264,612
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△ 1,274
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△ 263,338

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純損失(△)	△ 264,612
四半期包括利益	△ 264,612
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△ 263,338
非支配株主に係る四半期包括利益	△ 1,274

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。) は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
減価償却費	11, 525千円

(株主資本等関係)

当第 1 四半期連結累計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当第 1 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 (△)	△ 7 円08銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (千円)	△ 263, 338
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額 (△) (千円)	△ 263, 338
普通株式の期中平均株式数(株)	37, 220, 735
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、 1 株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月10日

ブライトパス・バイオ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 戸 川 泰 路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブライトパス・バイオ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブライトパス・バイオ株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。